

(会議録の作成)

第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 議員の定数
 - (3) 出席した互選議員及び選定議員の氏名、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、代理を受けた議員の氏名
 - (4) 議事の要領
 - (5) 議決した事項及びその賛否の数
2. 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない
- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
 - (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認された上で議案の審議に入った旨
 - (3) システム障害等の異常がなく審議の全てを終了した旨
 - (4) 会議システムに参加した組合会議員の氏名及び場所
3. 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の項目に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。
4. 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決を行った場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる

(附 則)

1. 第20条の規約を第23条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
2. 第2項を新たに加え、以下を繰り下げ、平成30年4月1日から適用とする。
3. 条文中の「テレビ会議」を「会議システム」に改め、第3項を新たに加え、以下を繰り下げ、令和3年4月1日から施行する。